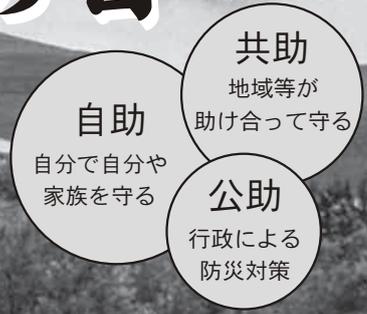


9月1日は防災の日

大正12（1923）年9月1日に発生した「関東大震災」に由来するもので、一人ひとりが災害について認識を深め、これに対処する心構えをするために創設されました。

8月30日から9月5日までの1週間は「防災週間」と定められており、毎年各地で防災訓練や啓発行事などが実施されています。



【実】際の災害時における被害の軽減には「自助・共助・公助」が不可欠となります

3つの連携が円滑なほど、災害時における被害が軽減できると言われています。

1) 自ら取り組む「自助」

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で防災に取り組むことです。日常的な災害に対する備えを自ら行っていくことです。

[主な取り組み]

- 目安として最低限3日程度の飲料水・食糧の備蓄を行う
- 避難する際に備え、非常持出品の準備を行う
- 家族の安否確認方法を決めておく
- 家具の転倒防止を行う
- 家屋の耐震診断・耐震補強を行う など



2) 地域で協力して取り組む「共助」

共助とは、災害時に自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うことです。また、災害時に地域が連携して助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。

[主な取り組み]

- 近所の人に“あいさつ”をする
- 近所の人を知ることを知る
お互いのことを知り、仲良くなるのが大切です。
※相手のプライバシーを根ほり葉ほり聞くことではありません。
- 積極的に地域のイベントに参加する
地域の行事への参加は、知り合い・友人を増やす貴重な機会ですので、自分自身の都合の中で参加することが大切です。
- 災害時において人のためにできることを考える



3) 行政が取り組む「公助」

公助とは、役場、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のことです。

町では災害備蓄品整備計画に基づき、備蓄用消耗品や備品を計画的に購入することで、災害時の応急対応に備える取り組みを行っています。

【災】害情報を今一度確認しましょう

① 避難準備情報

今後、避難勧告などが発令される可能性が高い時、住民の避難準備を促すために出されるものです。お年寄りなど移動に時間がかかる災害要支援者を早期に避難させるため呼びかけるものです。

② 避難勧告

災害が発生する恐れがある場合、避難所などへの避難を勧めます。

※避難勧告が発令された場合は、町職員、消防、警察官の指示に従い避難しましょう。

③ 避難指示（緊急）

災害が発生している、もしくは発生する恐れが非常に高いと判断された時に出されます。

※「避難命令」はなく、「避難指示」が最終となっています。お間違いのないようにしてください。



家庭の粗大ごみを収集します (指定袋に入らない「ごみ」が対象です。)

日程



9月4日 (月)	6区の一部(市街地区)、7区の一部(市街地区)、14区、15区、西町
9月5日 (火)	北町、中央(旧HKハイム)、緑町、東町、美園
9月8日 (金)	三重自治区、6区の一部(市街地を除く)、7区の一部(市街地を除く)、8区、9区、10区、11区、12区、13区、中樹林自治区、稲穂、晩翠工業団地居住地区

※青葉自治区は、行政区からの申請により今回の収集はありません。

出し方の注意

- 収集日の当日、朝8時30分までに指定のステーションに出しましょう。
- 残されたごみは、出した方が責任をもって、持ち帰りましょう。



粗大ごみの時に多い間違い

- スキー靴、掃除機、炊飯器、かさなど指定袋に入らなごみは、収集できません。通常のごみの収集日に指定袋に入れて出してください。
- 粗大ごみをダンボールや発泡スチロール、ビニール袋の中に入れたものは収集できません。
- 衣装ケースや旅行バッグの中にごみが入ったままのものは収集できません。中に物が入っていない状態にして出してください。
- 野菜、草花の茎をひもでしばったものは粗大ごみで収集できません。袋に入る大きさに切って可燃ごみ指定袋(赤色袋)に入れて、通常のごみ収集日に出してください。
- オイル缶、ガソリン携行缶は直接搬入のみ受入できるごみです。粗大ごみでは収集できませんので、ごみステーションには出さず、不燃ごみ指定袋(青色袋)に入れて直接搬入してください。

収集できないもの(一部)

- 車両部品(バンパー・タイヤ・バッテリー)、消火器、ドラム缶、コンクリート、ブロック、ベッドマットレス(スプリング入り)などは収集できません。
- 家電製品(テレビ、洗濯機、冷蔵(凍)庫、エアコン)、パソコンは収集できません。家電リサイクル法に基づき適正に処理してください。

